拙速百首

四上

内閣文庫
和書
類 二四七九二
號 四
冊 二〇一
函 四
架

内閣文庫
番號 和 24792
冊數 4 (4)
函號 201 415

国立公文書館
National Archives of Japan

拙速百首　四之巻

夜討ハ火[illegible]武範の工夫ハ火縄筒にて手前[illegible]

[illegible]

[illegible]の月高[illegible]仕[illegible]急[illegible]遠ふの也

而少に挑灯[illegible]秘[illegible]仕ケの術ハ[illegible]

[illegible]

三[illegible]と一[illegible]也故陣の[illegible]

浅草文庫

さゝゑかり併しこれも綿毛の乱の儀ニ施すまじぬ火打ぬくと
月毎ニし焼草の数実まへし

船ニ荷物積様ニこそ次第あれ大筒と何ぞ中に積へし
大筒ハ舟のさきに積べく船を打せぬ大筒を船の中に積へし
さきこえて船を手前の諸役人の居所を堅く無様のち
荷物とつみて鉄砲大筒ハ其々の諸役人ハ無勿論
のち大筒と知るべし大筒ハ其のをかし時ハ大筒の側
をまするもとく荷物わせも人を配るべしこれ第一のこころ
えたり

かつらなどつるゝに声きゝつ構つのやうく塩立附様のり

ひとまえ船と様ニ付切ること坑の様子切は式付切
艫の人艪へそれ艫の人艫ニうつし左右ニ
ハたゝさきかへし塩立と構ありて数弁ニ宗様次第
命ニ塩立と升渡し手まりと升かし塩立の節ぬ様
まゝあて一同ふまゝと無様なし

矢倉さくちやんや鎧に様ハと随行の役相橋のかけ
矢倉さくちやくや鎧様ハ数大筒ありてこれの船とうち
ぬきてる附矢倉をまくうさの仲ち忽ち丹とある所船大立
と橋陸ニ付きくて矢倉と不迷になるなり也穴陸と
升辺様ととものちやんと淵ともに附を向ふの

入るまなかちまる光孝一の後也当代ハ七代文
徳ハ文武天皇ハ大和国ハ文武天皇ハ芳野東海道ハ
古文武時代ハ藤原氏者ハ国を行て海賊の張
りを大臣ハ藤原氏ハ中臣氏ハ侵し極る曲和
りこの事ハ藤原氏ハ毛利元就是白あの家に行り先人
兵法者ハ武家の術ハ大抵事為ハ術と粗きこと
させる事ハ賊の流義ハ也

根引井形の胴突ハ矩まつくると為て せよ

三年竹の五ツまきりとなる引ハ根の節と削り

光孝の火ハ此ハ沈とあり五尺にして後と付大
力の形ハ三尺程ハ杭丹の胴後と根突ハ付即六尺の
きくの口入大形ハ丸形ハ中ハ中ハ丸ハ矩よ
茅ハ茅ハ杭形に茅ハ丸ハ矩にハ丸にハ
へ艇の下ハ隔とうけ役人行ハ鑄に形形ハ
丹ハ丹に丸ハ如此ハ丸ハ丸の形と
杭形ハ制ハ仮り形丹無ハ丸の時ハ此方の舵と欲
丹ハ丸ハ丸ハ拵ハ丸ハ丸
石火矢の丹ハ丸ハ丸の中節車かりとなるてせよ
石火矢形ハ二艘ハ丸ハ車ハ丸ハ逆廻りよ

形とかし又ハ巴と云ものありとし石礑(イシコキ)の平石(ヒラカ)よ
せ部一被に石火矢を放ちて打返し長曽部ハ舟のへと
かちうして葺玉と重ねに石を打付ける古今中のぬ
なかやらな指南ありしよし
車かゝりといふ世にいふなれとも車かゝりの実説御説の如き
なりつのかけの如く謙信の川中嶋の陣取と信玄の布陣
しかれハ此説も用ひかたしこれハ信玄の時よりもくもの
けれハなし信玄謙信の両士の陣取ことくしらぬれ車かゝり
の術ハ何とてもあるへしされとも二手先手左右に大将の後を
二手先手あるハ車かゝりの名残の後ちなり一隊の

凡此人数の此し方信玄謙信の此きの外に何とて是を
今戦ふ要業兼て勝(カチ)を得るの法の要ひと候まて自
由あらん事隊の自由あるものハ何ぞされハ一隊を何ハ
せよ一隊の如く一人の手の如く自由あらん時ハ陰陽二つの
此用兵奇特の陣法也此術と二段の如く石火矢二
挺とならへ善体なる時ハ突きくれ其所の術なるへし跳
続て更に今一しきりに自由をされハ出来からる礫(レキ)なるの
ことなきなり

形矢倉屏風の楯と申也しこれ大将の居所にも立
陣の屏風の楯と野戦の陣中の屏風にも用ひられし時ハ

少分の時すら之 唯今ハ三十目斗まていふる鉄の楯とても防
禦かたかるへし 故に大の方楯と用ゆる事も 百目五十目
まてハ身不(?)叶ありて ことく其楯ハ船中不便利まく
くろかねつつミにて大ことく作る事とえらるもの百目以上の
物を用る時ハ楯ハ何偏いふる籐船にても其船と共に 何
ハそく其術落たすへし 故に一枚と無数 大砲の筆を称
すかく筈何篇に工夫すへし

糒俵兵粮薪こと称して 何ようすもの也して 楯を用ゆと
此方面のごとくされとも皆古今の時の武法之 大筒の陣に
なりては今ハ水(?)の巧と用ゆへくも大筒ゟいかほのまハ 楯を

無き者あり故ニ 此上の工夫 大なる事なり也
舟を升ことにて大なる裂破すと解 露せよ
舟とうるとくしくのすれ 尤秘する也 鉄と棒に割き人にとくハ堅
木のなく火矢の法と割るへからすくし 其月ニ起しおくしも
めすの従仰く用日へし 傍舟ハ相ととく何とやして作りきまま
此術の術の備へとあし てすつ時即船裂破れくとも如に
然舟にあるすとの世の中し 火矢ハ強と弱とくして うちへる
あのあくめでたれハ 大何ころをくことと 近仍乱あると成る
也用毎のをと 右用毎ありつの術 唐矢今と付て近く
さし余く升ハさつとしとあるへし

武範云 [illegible]極の艨艟[illegible]ハ南蛮の走舸[illegible]これを弁[illegible]き工夫の
[illegible]の[illegible]を[illegible]白[illegible]と[illegible]を[illegible]先[illegible]相[illegible]方[illegible]流
様の[illegible]と書[illegible]も[illegible]南蛮形の板[illegible]たる様[illegible]
[illegible]れ[illegible]と[illegible]ハ[illegible]滅[illegible]れ[illegible]代要人
[illegible]者云[illegible]れハ上[illegible]ハ[illegible]の通り
[illegible]地[illegible]報年[illegible]申[illegible]と[illegible]ハ
[illegible]月の[illegible]初[illegible]
南蛮[illegible]便[illegible]と[illegible]高[illegible]
[illegible]
[illegible]

ふ[illegible]ハ[illegible]切後陸[illegible]の北者三[illegible]月[illegible]
大[illegible]の[illegible]月の[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]作り[illegible]と[illegible]
[illegible]
大方[illegible]月[illegible]
中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]代氏

大に信長しく実すこれ神所の術といふへし半度の一葉目の
業とすへくなる秘 信仰の得る事 松下氏于今 存命なりしハ
うるてそれ十かゝれるる
壱入
南無三年三月朔 壱五十五六十五 御下されく候ニ也御手 二十五御座候
御ニ而二十五ろく承り付ハ 右筆にてめしつかはれ原人 保のおもと云へる
外れ出にて宗保右中 西国の仲 学流の兵船 小金より出る兵船 壱ヶ也
十八ニ相模守殿へ 宗兵衛手 小屋へ入るもの兵そこへ出る時 番兵 小出の支しし
これより所 一武押而て
兵金の外なハ並ての々ニ云

石火矢の伝へ様く 車筒として偶きく用ひまして
車筒ハ五極粉する也 加へしての分所の神ひハ清まる依と
呼之 筒伝ふると云ふて 手ぬふく 上下ともに 指標のつき
不のなる也 筒の胴様の 大きさの丸き輪の棒也と見る

上下ある也 其形ハ色掛まで于て 台輪本図ニ自様して
于今北郎 不移なる秘事ぞ正 信の名出矢ハ紙所の手
すのかるハ尺もるすてもみえ可はさるこれ 今世七十年
来流あやまる火へと文ゟる御流ども不聞之 七十年以前の
時候なし 北郎方へ指伝へるも
相りくと号を耕しく肝要のものとも成らしくゝそ
偶ちさてハ甚の右前の衝の也くさ穴をへ付て筒を
そそへりくる 網と二三ケ所ももらしく九くりておかへ筒
めつらに清をなく被行けまするあのちへて偶也と
むとふ也 定べをもつて今に至るべし 其儀にハ大様の法

城をあけ渡し　此方へと入たまふよし　太閤きこしめしの耳にいれ
きこしめし給ひ　御機嫌ニ候し　四天王の衆を召し先年
此度の月廿日ニ御述候ける
石田三成と申すものハ　新行板さかしくして綱をまとせよ
出行板と倍しさかしき者の我をとおし給ひまとを申す
向後ハ　公儀をもつて御作事の人をも申すの　大事を申し候
てのやうのまに粗しき今の御旅衆の御作事人を申す付
徳川家の仕置ハ　可成ほと上ハとはく遠慮し　幾重にも申すの
下にて　太閤と申されなやむ衆の所にてうつし候者也
家康の枝折に静かにと云を申す式部の輔卿申たる所の定者

あそ云たる　と云ても　此度ハ申すまじくの大事の由を申されし
しかるにわれ　大業をなさんとて云はれて定めよ
そ申し　左衛門の尉といふ　に云たる　と云　この者かまへてはれ
太閤もしまりてより　以来夫見え　具足の何事とも持ち
て拵十人の折ふしまて　見えハ毎の何事も　持ちまされ
ハ毎度いふ　云　毎の何事をして　三成ハ毎の折ふしの御気に入らせ
武士のまされハ　四人の衆見えの功者ニ候はぬ　漢の如く　治部の
大事と申すくの者の事ハ　遍ての上もなし　又仰せの者
切の事　あり切し　後切しまて　と申ける　ある者へと云　によき事と
まての事　治部の御機嫌もなしまいらせ　毎の御機嫌を

何とて五井松平ハ若くして死去を 松平和泉守の御子なる
ところしめし家督なれハ 其後の御子ならハ元信と云
もの人々ともに家老也 其後其外 其外の御子なり
たる所ハ 嫡子の御子にて 松平和泉守殿より此様
也此仍て其外もかくとしくとも いろ〳〵のいわり何ともかくも
御家督の其始の内入て何とやら 新しき事ありて人々
ハ之し 自後 御尾 五井松平 御名ハ内紀と称 川原吉左衛門
此是ハ其始の内にて 後の大夫の事也 吉右衛門ハ尸
元信より 此ハ三年まての男なり
四五郎より御信人て 御在中の子孫に 其大殿より
十五の大夫に其し 紀伊守とも 様ある と経

剛者也よりて 後人々もめされ候ける 五井松平自後無
内物松平和泉守の 其運てる所より 松平殿に 同人らくと
其者共ら紀家 松平殿ハ 今の若新しく 松平者も
一方の内物にて 其後より新しき 松平殿 三様也これ
字右衛門ある とかく 其後御下向也 其家を呼
左ゐの様子これより 付く時 横松 何の功何にて一分
子横供ともに新しく まして字右衛門子孫も 其れる
当時下付候代 要人成あり 三年て後に 大夫
左衛門へも 松平出入 ての 左衛門と 此後其夫也 人出
目と下付の方 五井松平 其印と 云ものこれハ 父の業を継

て学問の功ありとて先達て大膳古河元服に指まりて勘紀
庶に三十日以 月指まりて勤めらるるに付古河元服の儀を以
此時に至り五井藤内を以て大高氏の和る なる仕るを
掃部を承に付かくのことしてまことに掃部大膳右の高名掃
川の心を引いれしに至る時を見て後も又掃部右機会
ともしてあらば我も手傳 若狭殿も加らくして時節
ありてに十八日以お宣の年 掃部氏我等にも仕るべくと存
まして擱きに思ひ入 松若宇右衛門の同流の所るに
て出し候はしと編流し 白條無用 言契の覚状を持まる
と躰く罷れるさまこそいかにともいひ出る言葉へ

出入して松郎の傍に付としてより悪者とて言ひけると大高
軍八内通まらし宇右衛門の傍 悪者と言上申し候ものハ五
井内蔵も申し候人 若 利宇右衛門ら弟子にて松若と申す事
まつり候に 松若卿及大膳古河元服にて何事せしかも如くて
まの心術を 俗りくと猜へ 此者らは悪者と 横川に
取遺候しとの外のことの切り以後ます 言付けの仕
無用のもの候と思ふべしく所之五次の者ハ 安部文右
として遣 此氏の悪人にかしめて上り思入 大高殿の与
力まで取合の談合にて言はれ 古高之助しもされてる六方角
ちの此の言葉と出会ひ仕る所當ませんにて候 その後

非ず候とおもひ能楽といふも此のまゝ其為隠居へ如
此能振にて能者時このころ〳〵かなふひとゝとなひける
謡会まて叶ふと本心に謡作の言葉ハ大抵地頭つく
気もへと成しぬして心やすかりし能る時ハ言葉ハ此様
の気心有しき其ゆりかくしとやおもしろ人形様より気色の
者とやらひあらハれ謡倉へ能ありて言葉ハ拍子の本く
行様子ありける謡倉まて大かたとの事なりとへきり
他流より気色の人まてとも遣ひける此の鈴ともかなす
此流より他流まての気見の事も拙者言葉ハ業作の捷持
と作識作とも人他流の人と云つれなるに能くハ此縁

者の謡人ハ大抵申し事まて大抵の言葉ハ申しの塊と数多
て何と遊しける時付の謡人にとも何とぞ能く様
新紀元四十郎大夫へ可儺とのこと有と此処ハ
られてて出手の節ききまて一年の能気とまり時拍子
一言も一揚揚の節言葉ハ拙者へ上すり拍様子何と申
少もならず言葉ハ申しり没人ゆへ拍ハ一座ゆ心得なら
也まるに揚子の府ひの気見もしまるに言葉ハ座する
不思ひしく人のたまひ給はん我の気にかうまてからく謡く
加く此気者まくハ善申に気毎に大言と一同に拍子
とかくりかる一曲も不遠ほとしく皆言葉なりともの追

ふ無くし相勤候え 新役より参候し無之者三度目之
勝手よく也あて 拙者へ一身ハてまへ再役より参り
参りて無差支節も 勝手分に拙者 今年の一年ニ
而すしも面く 諸事より 大無之節ハこそ方の勝手よりた
まして ふ見へしとやうく無差支てものにとも世より
三度目の拙者へあひ 相待 同地より得るもの 佐候の事とも
書とのへま 出候何ひ 之上ひ 剃之人ニ頼候れ申
好くしまるくも め候かあひ 相頼せ 相応の所ニ有候 隠年
まいり三度目 拙者へ相頼いたし 新役をまめく御さりも
別れ申候へハ 三度目の無之の次第ある入たるまし

くの如し

律義(リツキ)夫者ハと云ふ大事也 三方の役の口傳有一
これらつよく役義より向ふの方へと云ふは 此方ハいふう
とあふして 勤の儀も能く 三方の役として 此方の義と自
由なりしかぬもし 三方の役ハ 切役者も年寄て悪く大
方の役役者ハ 義の勝とるべくまりあるべくまり能く私
頭様方にも今世 義と自由ニ不宜へし
すべて配慮ある人ハ 義にも又義の了見にて 役を相勤
一し隠れくハいの役と覚へる人も 義の了見ハしく
まし自由ならず 義と勤のするなるぬもの也 此五と云

乏しく舟よりつけて三まてたしおきすたる傍来卿
の節舟手ときしく隠合は来る時形見にはえ
此の節ばにこれも也これらの中紙せねば槌きこ川
全とりすきんおての弟子に人これは是の事
れしく碑のにより舟中に次まして隠し行わせ
ひ舟の不来ふと真まえたる舟手の形と物語しける行す
もうかると思しまるきぬるひの恨慢と形かくの如しと
しきるまの形と十外の者は入らきしれ面目なしまぬ
とぬ浮世にしたまれ
大節の目付とふは舟胴の下まるおと見たる事

是は舟手とおもひて今日申くし舟乗るとうる時三寸也
おとりうとて舟の胴中と升ありけるべし也足中と
折く揚ひられは去るかく御まにあきさの手手をみ升る
所也そのめく舟の胴中は升来るは町の乞乗るとも立
るも二関もまるもこと世れ太力で手をちて移して
折へし
舟頭の役には形と指す目のしらかぬと拝むる
おとこまく大舟の順目はまのとさく舟頭の向かうりて
外前後のさし
舟まくるに波の中手をしきると形のとく折ではつまりし

[illegible]

[illegible]

故形を知るに仕るべき事を大事の事とも也

知るべきものの前まものあり此術仕れば多の丹

を学ぶべきなり大なるの学ばんに此能先人の法と定御

相伝の健志の不易なるべかりける能まハかりあ

事なれども大義なるべきもの容易行べき相

事なり

唐形の極と行けるものハ相矢まて結べきあ

去類の後ハ弓団の形ハ極まる通長者を極とやの

形ハ射ハ羽を[illegible]武義云此先人の後ハ

極の矢先の明言にもあらべ人ハ[illegible]の業に

[illegible]人抱大矢とりつく[illegible]拍子に座敷
[illegible]と[illegible]
[illegible]拾十人の外[illegible]人きて
[illegible]而[illegible]人徴し
吉規八筋前[illegible]時毋[illegible]と毋と
[illegible]我も毋[illegible]三人[illegible]走毋[illegible]八
[illegible]毋[illegible]三人[illegible]の[illegible]
[illegible]伊[illegible]阿部[illegible]吏[illegible]の三人也
[illegible]人也[illegible]
[illegible]の矢作方三人[illegible]

[illegible]也拍子[illegible]今其矢の形状模し[illegible]
[illegible]何の[illegible]
吉規云[illegible]流の[illegible]遊山[illegible]
用[illegible]の[illegible]
[illegible]巻軸[illegible]
[illegible]也

拙速百首和歌の後に書

予いとけなき時父子に後れ家業人倫を
捨てしかども世すぎにすべなくいまこの道の
ゆくへをきはめんとて兵書孫呉の十三篇上古より中古に
至りて大攻小攻を分ち拙速巧遅を用ひてもっぱら勝利をとりてよしとす一篇の中則
々拙速の法行はるるといへども列侯の人ならずしてこれを成しがたし火
攻の業多端にして行はるる弱冠より
ものゝ感ずるところ身にあたりて
ものゝ感ずるところ身にあたりて
剣を試みるもの志あるもの月日を送
りて果して所詮の空き枝となる此火矢一流の
用不用を生ず立夫年を重ねて聊自得の業に書留せり
かりそめに文字にうつし書ふくるに老境遺忘のたぐひ
多のうたをなりぬいとしるわかりにくきものをもって百首の書つ
らねく此術を行ふ人ならずしてこれを用ひんもの
ならんか元禄十の乙巳陽後の月南至の日

大野吉規記之

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan